

# 産業

## 農業

で耕作を行なっていたのである。

その後、大陸から鉄器が入って来て、農業は一段と進歩し、生産も増加した。

よい農具を持ち、よく働く人は富み、広い土地を手に入れて、土地のない者を雇つて生産に当らせ、ますます富み、そこに階級ができてくるのである。

この富農が土地を支配し、この集団が豪族となつて他の豪族と勢力争いを起し、抗争が絶えなくなる。

農業の移り変り わが郷土は、本史の町沿革の中に載せられており、遠く石器時代から、人々が住みついていたところである。当時の人々は、貝を採り、魚や獸を捕え、木の実を取る所謂採集生活をしていた。それが段々に進歩して、農耕を覚え、食料を生産するようになった。

昭和二十二年静岡の登呂遺跡が発見され、そこから木製の農機具が出てきた。これを見ると、ここに住んでいた人達は、木製の農具があつた。

封建時代には、百姓はその土地に住み、土地から離れることが出来なかつた。

五人組の制度は、お互に助け合うという良い仕組であるが、それと同時に、農業をやめさせない共同責任体制であつて、かりに、この内の一人が逃亡した場合は、残つた四人が、その人を探し出さなければならぬ責任を持たせられていた。

また、土地は七年から十年毎に作る人を変える「名割」の制度もあつた。

明治になると、土地の私有が認められ、租税も今までの物納から金納になり、作物の制限も撤廃されて、自由にすきな作物も作れるようになつた。

明治三十七、八年の日露戦争により、満州が日本の勢力下に入つて大豆粕が多量に移入され、その後、外国からいろいろの化学肥料が輸入されて生産は急増し、昭和の初期に至ると生産過剰となつて、農産物の価格が大下落する。

昭和六年満州事変が勃発して、それから日華事変、太平洋戦争と十四年間に亘る戦争で、農産物の生産はガタ落ち、終戦の時には一千万人の国民が餓死するかも知れないと、時の農林大臣が議会で発表したほどである。

そのため、アメリカから食料を緊急輸入して急場をしのいだが、食糧の増産は眉焦の急とされ、増産を図るために色々の輸入物資が特配され、農家には、史上最良の時代がきた。

それで力を得た農家は、家屋の改造、農具の新調、精米設備迄も

行なうようになり、やがて耕耘機が出現するや、またたく間に殆ど

の農家で所有するようになつた。

今まで鍬で耕耘していたものが、機械による耕耘をするようになり、非常に効力のある殺菌殺虫除草剤が生産され、肥料も自由に入手出来るようになつた。殊に「ビニール」の出現によつて稻の早期栽培が行なわれるようになつて、生産は急増、昭和三十年からは史上最大の豊作が続いた。

豊作が続き食糧が足りてくると、食糧の切符制は名ばかりとなり、どこでも自由に米の飯が見えるようになった。そのため闇がなくなり、その頃から工業が盛んになり、工業労働者の賃金が上昇していく。農家の人は、割合の良い工業へと移動していくのである。

終戦後は六〇%余りであった農家人口が現在は四〇%余りに減少して、農村が人不足を訴え、梨の袋掛けに遠く福島から人を雇つてくるようになつた。

ビニールの出現は、稻の早植ばかりでなく、これを用いてハウスを作り、キウイ、トマト、メロンの栽培を行なうようになり、これを行なつた農家は、非常な収益を上げ、竹製の骨を用いていたものが鉄骨のハウスへと移行していった。

このように農産物の生産は増加し、工業は盛んになったが、その新憲法の制定によって遺産の均分制が実施され、農家の財産分与についていろいろな問題が起り、果ては、兄弟が喧嘩別れするとい

う事態が各所に現れた。

そうすると、農家の長男はいちばん割がわるい。そのため農業を相続する者がなくなるという家が出てくる。そんなことなどが原因してか、農家に嫁がないという現象まで見られるにいたつてある。

**中世までの農業** 一宮町関東台の尖端に、安房主という地名がある。そこに「安房主様」という祠が建つてある。伝説によると、「大昔安房神社の祭神となられた天富命(アメノトミノミコト)」が、ここへ上陸したといわれ、それを記念してこの祠を建て、命をお祀りしたものだ」と言い伝えられている。

天富命は、神武天皇の御命令によって、四国から安房の国へ来られ、農業の指導にあたつた方だと言い伝えられている。この命が、当地にも指導に来られたのかも知れない。

それを有難く思つた土地の人々が、そこに宮を建て、これを祀りしたものと思われる。

大昔の農業のことは、言い伝えや、記録がないので全然わからないうが、今から千年以上も前に書かれた、延喜式神名帳によると、玉前神社が当時既に式内大社として鎮座しているところを見ても、この土地は早くから開けていて、上総第一の神社を祀ることの出来るだけの経済的な基盤を持つた土地であることがわかる。

長生郡内で最も古い農業関係の史料では、本納町の橋神社に残っている建久五年(一一九四年)比丘尼蓮西の年貢支配状で、これによると、米・綿・四丈白布・雜布・油を納めている。

また、嘉慶二年(一三八八年)に藤原元隆の書いた、上総風土記

によると、長柄郡では「杉樟橘柚香柑桑麻白棉等を貢いだ」と書かれている。これによつて、昔の農産物を知ることができる。

大化の革新で実施された班田制も、永続させず崩れ去つて、十世紀頃からは、荘園が各地に現れてきた。長生村金田は、金田氏(一宮町老女子在住の金田鬼一氏「人物編参照」の先祖)の荘園であり、上総に鳥羽天皇の第一皇女、上西門院統子領の玉崎荘というのがあるが、これが一宮附近にあったのかも知れない。

荘園には、荘官があり、荘官のいない所には名主がいて、作物の五割程度の税が課せられていたといわれている。天慶二年(九三九年)下総を中心に、平将門の乱が起り、続いて平忠常の乱が起つたので、千葉県内の農民は非常な迷惑を蒙つていている。

当時の模様を記した源経朝の日記によると「上総の国の田地二万三千余町歩が、三、四年の戦で僅か十八町歩余りに減少してしまった道路も家屋も荒廃して、房総三国は殆ど亡國のようだ」と記されている。

その後、上総、下総を支配していた平氏が千葉氏と上総氏に別れ、上総氏が一宮の柳沢城に移つて、一宮が上総の国の政治の中心地となるので、農業面でもいろいろの施策が行なわれたと思うが、はつきりしたものがない。

源頼朝が、平氏を倒し鎌倉幕府を創建することのできたのは、房総の豪族、千葉城主常胤と、一宮城主広常の功績が非常に大きい。

石橋山の戦に敗れた頼朝は、房州へ逃がれてきてまず応援を求めたのがこの二人である。広常はその際二万の軍隊を率いて馳せ参じている。

したがつて、郷土から沢山の人が戦争に駆り立てられたに違いない。時代はそれからずつと下るが、関ガ原の戦に新安村(現下村)から五人の者が郷士に取立てられて従軍している。この人達は士として取立てられてるのでこの外に軍役として召集された人があるに違いない。かりに同数の人が召集されたとすれば合計で十人、當時新安村がどの位の戸数であったかはつきりしないが、かりに二十戸とすると半数が従事したことになり、あるいはそれ以上、ことによると戸別に従軍させられているかも知れない。

この実例からしてさきの平将門・平忠常の乱、源頼朝の挙兵、次に南北朝の時代当地は足利氏の支配地であったから、高氏に従つて戦争に従事させられたと思う。戦国時代になると、当地も戦乱の巷と化し、農民は塗炭の苦しみをなめていたに違いない。

**近世の農業** 豊臣秀吉が天下を平定して、太閤検地が行なわれるようになって、はじめて日本の農業のことがわかつてくるのであるが、当地にはその記録が残っていない。船頭給村にその後の検地帳が残つてある。〔沿革近世の項参照〕

一宮本郷村の村鑑明細帳(天保十四年・一八四三年)によると、明暦三年(一六五七年)脇坂淡路守の検地があり、統いて元禄六年(一六九三年)堀外記により検地が行なわれてその検地帳が四冊交付されていることが書かれているが、現在その検地帳は残っていない。

田 畑	七四、二、六、〇一	六六、二、〇、一四
外に新田畑	一高二四六二石一斗八升八合七勺 辻高	辻高
新田畑	二一八、町反、八、二、二三	二一、町反、九、二三
七六、三、七、二八	内 畑	二五、七、五、一
五、四、二、二三	内 畑	二、〇、一、〇一
外に新田畑	田 一四〇、町反、六、二、二六	二六
全耕地面積	畑 一五一、一、六、二二	二二
内、		

年貢の対象となる土地

堰または、荒地となつてゐる土地

田 畑

一三九、八、四、〇三

一、二、三、二、二一

これを見ると、田は総面積47%、畠では、8%が荒地となつてゐる。これは二十六年前の延宝五年に大洪水と大津浪がきて田畠を荒し、その後も度々洪水に見舞われて、川欠の土地等が出でているためである。

この割付が行なわれた直後、再び大洪水と大津浪の被害を受け、(元禄の津浪の項「災害編」参照)耕地は狭められ農民は非常に苦しんだ。そればかりでなくこの翌年には、猪や鹿までが苦しんで田畠を荒して困るから、鉄砲を貸して欲しいと代官に訴えている。

また、東浪見村の名主物治衛門の書き残した万覚帳によると、「延宝五年(一六七七年)十月九日の夜大津浪が押寄せてきて、下通りに住む者の家五十二軒を打潰し、男女百三十七人が死に、牛馬が二十六頭死んだ。その後打身のため十四と五人の人が死に、本田地内かや刈道から川田は作ることができなくなり、新堀上から小番尻まで下通りの田は残らず砂浜のように砂が押上げられて田がなくなってしまった。その後二、四年かかって砂掃が終り、下通りの新田は十五年ほどかかってようやく開発したが、田畠共に悪作になつてしまつた。その後二、四年かかって砂掃が終り、下通りの新田は十五年ほどかかってようやく開発したが、田畠共に悪作になつてしまつた。」と書いてある。

この津浪のあと二十六年たつた元禄十六年に、またまた以前にまた大津浪が襲つて来ている。前の津浪の後片付けに十五年かかり、ようやく元に戻したと思ったら、再び津浪に襲われるとは、泣くにも泣けない事であつたろう。

その後正徳元年、享保六年、同七年、同十五年、寛保二年に改め

があつたと、村鑑明細帳に出でているが、その数は次のとおりで、ごく僅かしか開墾されていない。

正徳元年

享保六年

二反五畝

一反三畝二六歩

享保七年

享保十五年

寛保二年

七町四反三畝五歩

二反七畝一三歩

三反八畝一〇歩

一反三畝五歩

このように土地が開発されていくが、これをうわまわる災害が絶えず襲つて来て、農民を苦しめている。

記録に現れている災害 現在残つてゐる年貢皆済目録で調査した天災は別項「災害編」に詳しく述べてあるとおり毎年のように旱魃に悩み、旱魃のない年は水害を被つてゐる。平年作といふのがむしろ少ない。尤もこれは毎年のものではなく、残存の書類だけといつてゐることで、全体のものではないが、よくよく災害のあつたものだと感心させられる。水害の場合は防ぎようがないとしても、旱魃には対策ができる筈である。現在では用水の施設が完備しているので、旱魃には驚かないが、昔はこの越旱にも処置なしであった。そこで水利の問題の記録が沢山残つてゐる。

水争いと水対策 寛文六年(一六六六年)一宮と東浪見が、長沢堰の事で争つてゐる文書があるが、この長沢堰といふのは、洞庭湖の上の谷間約一町歩を堰止めて水溜とし、それを灌漑用にしていた。

ところが堤の作り方が悪く水漏が多くて東浪見側から抗議が出ていた。そこで水利の問題の記録が沢山残つてゐる。

宮原、新地、船頭給村は、水利の便がなく旱天が続ければ処置なしで、別項「災害編」に掲載のとおり旱害は甚大である。そのため昔は、一宮川を堰止めて水を汲上げて配水したことがある。

船頭給村には「水神」を祀つてあるが、あれを見ても、いかに水に悩んでいたかがわかるのである。別項の「災害」「風俗」編に載せられている雨乞の行事を見ても、その気持がよくうかがわれる。

このように、水は農民の血のようなもので、加納藩主は、岩堀市兵衛の掘つた洞の堰を拡張し、水路の完成を中村吉兵衛に命じて行なわせた。

株場の争いと草刈場 昔は、朝飯前に草刈をして牛馬に与えたり、肥料にしたりした。肥料のない時代には、草が大切な肥料である。そのために草の多い山や芝地が争いの種になる、承応三年(一六五四年)野中芝地について上市場、川島、小滝、川須ヶ谷の四ヶ村が一宮と争い、統いて元禄七年には一宮の山の草の争奪で争いが起り、享保元年には、東浪見が一宮の山中の草を取らせよと訴えているが、これらはすべて認められなかつた。

天保十四年の一宮本郷村鑑明細帳によると草刈場は八十五町歩、内豆戸山十町歩は東浪見村と入会、今関井戸谷山七町歩程上市場村と入会、外に百姓持茅山四十六町歩程あって、この山には、杉の木が少々あるが大木はないと書かれている。

これだから他村の者が欲しがるのも無理はない、この山に対しても定納山錢永一貫二百五十文が賦課されている。

それなのに、それから三ヶ月後に、またまた、夜中堰水を盗み取つたので、一宮側から訴訟を起し、水口村、葛塚村の名主が中に入つて示談をした記録が残つてゐる。

があつてはつきりしていながら、天保十四年の一宮本郷村鑑明細帳には、田畠質入値段が次のように書かれている。

### 一、田畠質入値段

上田 壱反 金壺両三分

中田 同 金壺両武分

下田 同 金壺両壹分

山田 同 金壺両貳分

上畠 同 金壺両壹分武朱

中畠 同 金壺両貳分

下畠 同 金壺両貳分

原畠 同 金壺両

原畠 同 金壺両

質流地の受授 農地の譲渡などにして行なわれたかわからぬが、金の入用があつて農地を質に入れ、金を借りた者が、借金の返済ができなくてその土地が質流れとなつて、農地を手離す時の書類が発見されたので次に掲げてみる。

これによつて、当時の状態を知ることができるとと思う。

### 相渡申質流地証文之事

一脇上畠壹畝拾九歩也 名主新右衛門組

此質流地代金八両也

右は去る己御年貢不足に付我等一軒持の畠地致質入前書の金子借用申候処返済難相成候に付此度以相対質流地に相定候處実正也然る上は自今以後貴殿方に而所持御年貢諸役等永々可被成御勤候段此畠に付脇より差障候もの毛頭無之候為後日脇上畠質流地証文依而如件

先地主 植ヶ沢  
兵藏  
請人組合 重助  
富後長助 殿

安政二年四月  
前書之通相違無之に付致突印候以上  
年寄 貞造  
卯の四月 組名主 新右衛門  
月番名主 與左衛門

年貢 村々に年貢を割付るのはその高による。高というのは、検地の時の村の総収穫高を玄米に換算して定めたもので、基本租税（本途物成といふ）となるものである。これは、村に對してかけられるもので、村では各人に割賦することとなる。

しかし凶作、天災ともあって、毎年同じようにとれるとは限らないので、過去数年間の税率を参考として適当な税率をきめ、ある期間据置、三分以上の損毛のあつた時は幾分かを免除する定免法が享保六年（一七二一年）から行なわれるようにになった。

現在それを調べるには、各村にあてた年貢割付書か、年貢皆済目録を見るより外にないが、それも全部ある訳でなく、寛政五年と文政十二年に調査したものが残つてゐるだけで、それ以外に全体の模様を知る資料がない。

幸いに、一宮本郷村のものが少々残つてゐるので、その状況を次に

掲げて参考に供する。

▽寛政五年（一七九三年）現在石高、戸数調

加納遠江守領分篠山十兵衛支配

武千四百七拾壹石七斗四升四合四勺八才

戸数 六七八戸

一宮本郷村

戸数 不明  
新地村

武百四拾七石

同

篠山十兵衛支配、高林弥十郎、土方八十郎、奥津内記、服部市郎

左衛門知行

千三百六拾六石四斗壹升八合

戸数 三四〇戸

新安村

戸数 不明  
新地村

篠山十兵衛支配、神尾五郎三郎知行

武百六拾参石三斗八升五合三勺

戸数 六四戸

武百五拾石

戸数 五一戸

宮原村

戸数 不明  
新地村

篠山十兵衛支配、神尾五郎三郎知行

武百六拾参石三斗八升八合四才

同支配、同知行

三拾七石八斗八升壹合武勺四才

その後元禄十六年（一七〇三年）の割付書は、武千四百六拾武石

壹斗八升八合七勺となつてゐる。そして享保三年（一七一八年）に千百石であった。

は、武千四百六拾七石五斗六升壹合七勺と改められ、以来ずうつと  
石高は据置かれている。

前記の寛政五年、文政十一年の石高は、武千四百七拾壹石七斗四  
升四合四勺八才で、割付書と相違しているのは、代官支配分が含まれ  
ているからである。(代官の支配地は不詳)

これを見ると、延宝二年から二十九年目に三百六十一石余石高が  
増加している。それにたいして十五年後の享保三年に五百三斗七升  
三合増しただけで、その後の増減がないはどうしたことか、開墾も  
底をついたのか、それとも開墾をしなかつたものかよくわからない。

一宮本郷村米御年貢可納割付之事

一高武千四百六拾武石壹斗八升八合七勺 辻高

内 三百四拾武石壹斗八升八合七勺 当未改出高

此反別武百拾町八反武畠廿七歩

内 武町三反三畠拾歩 堀代津張永引

田方 百拾壹町武反九畠廿三歩

烟方 九拾九町五反三畠四歩

此 訳

上田一九町七反一畠一〇 (二九、一〇 堀代  
六九八、一四 残 二七四、〇〇 荒引  
九六九、一六 残 六七、二八 堀代  
四一七、二七 荒引  
一一七、一一 残 一九六八、〇七 檢見引  
反五斗取 反四斗五升取  
反四斗五升取

上田 一町〇九畠一歩(六五、一五步検見引)  
残 四三、一二 反三斗取  
中田 二、一一〇一 (一、一七、一四 荒引)  
残 九四、〇七 反二斗七升取  
下田 一、四三、二九 (六、九六、一一 荒引)  
残 四、四七、一八 反二斗三升取

此 訳

山田 一一、一〇、〇〇 (七、七六、一八 荒引)  
残 三、三三、一二 反二斗取  
上烟 一、五七、二五 反八三文取  
中烟 一一、一三 反七三文取  
下烟 九、六一、二九 反六八文取  
原烟 三九、三一、一〇 反四〇文取  
外新田烟 五町四反武畠武拾三歩

新田 二、一八、一九 (一、八六、一二 荒引)  
残 三一、〇七 反八升取  
新山田 一、二三、〇三 見取なし  
新烟 一一、一九 反一五文取  
原烟 六、一九 反一二文取  
烟 一、三九、〇〇 反六文取  
" 四三、二三 反一〇文取  
永壹貫武百五拾文  
百姓持 山錢

取立 永三拾三貫九百拾八文式分  
一反別 七町四反三畠拾四歩 新見取 申開癸戌改  
内 壱町七反八畠九歩 烟方  
内 五町六反五畠五歩 烟方  
米九拾四石三斗三升三合

米六百三拾三石八斗七升四合  
永百三拾八貫七百拾壹文六分  
外見取

一反別 八拾九町五反三畠拾壹歩 新田  
三拾町五反九畠武拾壹歩 田方  
五拾八町九反三畠武拾歩 烟方

右者去ル午ヨリ来ル戊年迄五ヶ年 為定免當立毛旱痛之場所有之付  
別紙付紙之通為御敷米被下久候間惣百姓立会付紙之通無高下割合來  
ル極月十日限急度可在皆済者也

丹羽勘平

文化十四已可納御年貢割付之事 本郷村

高武千四百六拾七石五斗六升三合七勺

此反別 武百拾壹町三反六畠拾九歩

(高省略)

宝曆式年申十月

能勢權兵衛

本郷村

百拾壹町武反九畠武拾參歩 田方

百町六畠武拾六歩 烟方

下田五四、五、八、〇六 (一、三六、〇二 堀引  
六、九四、〇八 荒引  
残 三三、七九、二七 檢見引  
反九〇文取  
反八〇文取  
反三二文取  
反七〇文取  
反反反反九〇〇文取  
反五〇〇文取  
反八〇〇文取  
反四斗取

山田 七五、二四 (四一、一二 檢見引)  
残 三四、〇三 反二斗五升取  
上烟 一一、八二、一一  
中烟 一八、九〇、一一  
下烟 五三、三六、〇九 (五七、一八 川欠)  
原烟 四、七九、二九  
屋敷 五、五一、二三〇  
原烟 四、七九、二九  
残 五一、七八、二二  
反反反反九〇〇文取  
反五〇〇文取  
反八〇〇文取  
反三二文取  
反七〇文取  
反反反反九〇〇文取  
反五〇〇文取  
反八〇〇文取  
反四斗取

山田 七五、二四 (四一、一二 檢見引)  
残 三四、〇三 反二斗五升取  
上烟 一一、八二、一一  
中烟 一八、九〇、一一  
下烟 五三、三六、〇九 (五七、一八 川欠)  
原烟 四、七九、二九  
残 五一、七八、二二  
反反反反九〇〇文取  
反五〇〇文取  
反八〇〇文取  
反三二文取  
反七〇文取  
反反反反九〇〇文取  
反五〇〇文取  
反八〇〇文取  
反四斗取

(高省略)

百町六畝武拾六歩

内 壱町武反拾九歩

此 訳

上田拾九町七反壹畝拾歩

内 四反九畝拾歩

残高 武百八十八石三斗

拾九町武反武畝歩

中田 三拾六町武反四畝拾參歩

内 一町四反六歩

残高 四百八拾七石七斗九升武合三勺

中田 三拾六町武反四畝拾參歩

内 一町四反六歩

下田 五拾四町八反四畝七歩

内 壱町四反八畝六歩

山田 七反五畝武拾四歩

内 武反五歩

残 (高六石六斗八升武合)

五反五畝拾九歩

上烟 (高百三拾石壹斗六合)

拾壹町八反武畝武拾武歩

中烟 拾九町四反四畝拾四歩

津浪荒引

反四斗五升

反五斗九升五合

反六斗壹升九合

五拾三町壹反七畝三歩

五拾三町壹反八畝六歩

山田 七反五畝武拾四歩

内 武反五歩

残 (高六石六斗八升武合)

五反五畝拾九歩

上烟 (高百三拾石壹斗六合)

拾壹町八反武畝武拾武歩

中烟 拾九町四反四畝拾四歩

奉願上候

尤右之百姓共之儀種物一切無御座候間此段内証吟味之上御願可申

上候 何分 = 茂以御慈悲百姓相続仕候様 = 御教奉願候 又御年貢

米之儀も段々巖舗取立仕候得共當時夫食無之百姓共之儀 = 御座候

間諸親類助成を以相納候為津出延引寵成候 是又御哀憐を以極月

中旬迄御日延寵仰付被下度奉願候

以御慈悲願之通り寵仰付被下候 ハ百姓相助難有可奉存候 右之

儀名主縫之助御願可申上候得共当九月始ヨリ疫病発向仕家内不残

打伏寵有出入不寵成候故無是非拙者共御願申上候

御慈悲を以幾重 = 茂大小之百姓相助候様 = 奉願上候 以上

上総國長柄郡一ヶ松之内

船頭給村

元文二年已十一月

組頭 利兵衛

百姓代 平左衛門

同 七郎兵衛

同 茂兵衛

同 五郎左衛門

同 三郎左衛門

原新六郎様 御役所

田畠小作料と年貢 天保十四年の一宮本郷村鑑明細帳によると

当時の小作料は次のとおり。

上田 壱反

米壹石壹斗程

内 九畝六歩

川欠、役所地引

残 (高百九拾參石五斗武升六合六勺)

拾九町三反五畝八歩

反永百四拾五文

下畠 五拾三町三反六畝七歩

内 壱町壹反壹畝拾八歩 川欠引

原畠 (高武拾參石九斗八升四合八勺)

四町七反九畝武拾九歩

反永百拾文

屋舗 (高百拾六石九斗八升壹合武勺)

屋舗 (高百三拾六石九斗五升壹合武勺)

反永百六拾文

米六百三拾八貫六百四拾文七分

取 (以下省略)

次の文書は、元文二年(一七三七年)暴風雨で田畠を荒された船頭給村の人々が、年貢の延納を願い出ているところである。

乍恐以口上書奉願上候御事

一、当月五日岩川政右衛門様御年貢為御取立御出被成荒増之石数被仰聞御年貢米早速津出可仕旨巖敷寵仰付奉畏候得共先達御見分被為成下候通田方拾四町歩之内八町者不残潮入損亡仕相残候田方六町歩之内茂例年之半毛 = 茂及不申候故種物所持不仕百姓多御座候 其上畠方損亡仕候 = 付当分ヨリ夫食一切無御座候 当所ヨリ及

尤もこれは、年貢に対してものみで、この外土地所有のための諸経

これに對して、領主に納める年貢はいくらであったかを調査して見ると、この頃の年貢割付がなく、これより二十六年前の文化十四年の年貢割付書があつたので、それを参考のため掲げてみると、

上田 壱反に付 米六斗三升

中田 同 米六斗一升九合

下田 同 米五斗九升五合

山田 同 米四斗五升

上畠 同 永百六拾文

中畠 同 永百四拾文

下畠 同 永百三拾五文

原畠 同 永百拾文

この年貢の割付が、天保の頃まで変更がなかつたものとして計算してみると、地主は、上田の場合、一反歩の田を小作させると四斗七升、中田の場合、三斗三升、下田だと三斗の収入があつた計算になる。

費がどのくらいかかっているかわからないので実際の収入を計算することはできない。

**農作物その他** 天保十四年の「宮本郷村鑑明細帳によると農業について次のように記載されている。

一、田畠こやし干鰯を買入申候、壱反ニ付五俵程、但下浦ニ漁獵無之節ハ少々、他浦より調入申候其外「なき」と申候而芝草を刈込入申候

一、田方稻草之儀、早稻村さゝ、ほつこくわせ、ゑひ中稻、甚左衛門、こぼれ八件、こほ禮、晚稻山城赤ゑひ、寒餅と申候を作申候、只今ハ早稻方中稻より少々ニ而晚稻多く作り申候。

一、稻刈時方者八月上旬頃より九月下旬迄刈取仕候。

一、畠作之儀者、冬作麦、夏作粟、黍、大豆、木棉、いも作り申候。

一、田方稻草之儀、早稻村さゝ、ほつこくわせ、ゑひ中稻、甚左衛門、こぼれ八件、こほ禮、晚稻山城赤ゑひ、寒餅と申候を作申候、只今ハ早稻方中稻より少々ニ而晚稻多く作り申候。

一、稻刈時方者八月上旬頃より九月下旬迄刈取仕候。

一、畠作之儀者、冬作麦、夏作粟、黍、大豆、木棉、いも作り申候。

以上。

**備荒食料の栽培** 当地は、本編災害の項に記載してあるとおり、時々天災に見舞われている。このためこれに備えて前記の粟、黍の外に稗を畠の周囲に栽培していた。この稗は、永年貯蔵に耐えるので、少しづつ毎年貯蔵しておき、飢饉の時などの食料とした。

この稗は、五斗～六斗も入る大俵につめて、俵は茶煎かがりにして貯蔵しておけば、何年も貯蔵出来たといふ。

**名割の変更** 昔は、一人の人に長くその土地を耕作させずに、何年目かに耕作者を代える名割の制度であった。安永九年（一七八〇年）に一宮本郷百姓代三十五人の連名を以って一宮本郷役人宛に差出した文書によると、「この名割の事は、明和五年（一七六八年）村

のためであろう。

三重県四日市市の海蔵地区の郷土史をみると、ここも昔加納藩の領地であつて、この土地の人々は、藩政がよかつたので、他藩に比べてしまわせであったと書かれている。そのくらいであるから農聖といわれる大原幽学が、易者に化けて、四回も一宮藩の農政を見に来ている。

**幕末の農民の食料** 古老の話を聞くと、昔は、麦、キビ、アワ、イモ、ソバが主食で、米は、麦に混ぜて食べていた。普通麦一升にたいして米三合位の割合であつたといつて。米だけの飯の食べられるのは正月だけで、それを食べることが非常に楽しみだったということである。

**維新の改革** 德川慶喜が大政を奉還して、明治維新の改革が行なわれた。農業面においても、今まで土地は領主のもので、作物にも制限があり、また農業をやめようとしてもやめることができなかつた。

明治政府は、明治元年（一八六八年）十二月、村々の地面は、百姓持の地面たることを確認したが、租税は、一両年従前の方によることにして、明治四年から金納でもよいことにした。そして翌五年から無条件で金納を認めた。

また、今迄は作物についても、厳しい制限があつたのを、明治四年九月から田畠勝手作りが許され、翌五年には、地所の永代売買の禁止が解除された。

土地の私有が認められ、土地の売買が許されるようになると、そ

中相談の上永々割に定めたけれども、段々地面の高下その外山崩、砂押等あつて百姓が難儀しているので、古来から定まつてゐる名割地にして、拾ヶ年限に平均して取ることに、村中大小百姓立会相談の上決定したから」と届け出ている。

#### 牛馬の飼育

農業を經營するには牛馬の飼育は、絶対不可欠のものであるが、これがどの位飼育されていたか、天保十四年の「宮本郷村鑑明細帳によると、牛馬合せて百七十三疋、内馬が百二十疋銅われている。

その時の農家の戸数は、本百姓三百六十七軒、水呑二百三十二軒となっているので、本百姓三軒に一疋の割合で馬が飼育されることを奨励して馬を買う時は、年利六朱の低利で金子を貸している。それにも拘らず、飼育する者がすくないのは、当時の農家の經營が貧弱であったことを示しているものである。

#### 加納藩の農政

加納藩の藩政については、別項「加納藩」で詳しく記されているが、農政について一言ふれなければならないことがある。

日本の三大農学者といわれる佐藤信淵は、当時幕府の若年寄（現在なら大臣）をしていた、一宮藩主加納久周公（寛政の三忠臣といわれた人）の農政の顧問格で加納家に仕えていた。その信淵が健康を害したので、藩主は一宮に保養によこしておいた。そのため、この人の指導で藩政は非常によくなつたといわれている。洞庭湖を築き、地引網漁業も一宮の人が最も進んだ漁法を用いているのも、そ

れを証明するものが必要となつて、明治五年地券が発行された。そして、土地の売買の際は、必ず地券を受けなければならぬことに規定された。

明治六年地租改正が行なわれ、土地代価の一〇〇分の三をもつて地租と定められた。この地租改正は、明治九年までかかって田畠、宅地の調査が終り、山林原野の調査は、明治十四年に至つて全国の調査が終つたといわれている。

#### 産業の奨励

明治政府は、産業の奨励に力を入れ、今までの作付制限を解除して、輸出向の製茶、養蚕を奨励した。印旛郡八街地方の未開墾地には、武士をやめて帰農した人々が沢山いた。その人達に茶の栽培を奨励している。当地も加納藩の時代から、加納藩の領地が伊勢、上野の国にもあって、茶の産地であつたので、そこから茶種を移入して郷山を開墾して茶を植えている。現在奥谷や大台の山中に茶樹のあるのは、その時のものである。

明治時代は、生糸と茶が日本の輸出の花形であつたので、製茶と養蚕が盛んに行なわれ、また煙草の栽培も盛んであったらしい。一宮の壬申戸籍によると、明治五年には、葉煙草渡世をする者があり、刻煙草を製造していた家があつた。その後煙草が専売制になつて、専売局の出張所が、現一宮商業高等学校の校庭内に建てられ、長生、夷隅両郡で生産される葉煙草を集荷していた。当時在職者の話によると年三千貫程度を取扱つてゐたという。

#### 加納農政

その後旧藩主の加納久宣子爵が、鹿児島県知事をや

め、貴族院議員に勅選されて、一宮に引移つてこられた。当時子爵

は、日本農会長、日本競馬会長等の要職にあったので、農業の方面の知識も広く、見識も大きかったので、この人の指導で、一宮の農業は他と比べものにならないほど進歩した。

その例をあげて見ると、青年の研修道場ともいいうべき二会堂を字矢倉前に建て、附近一帯広い農場を作り、そこに色々の品種の果樹、蔬菜を作り、養鶏、養豚の指導研究を行なわせた。当時どこにもない孵卵器をアメリカから輸入して設備したり、農林省の種畜場から優良品種を分けて貰つて飼育させ、一宮青年会が飼育した豚が、共進会で日本一と決定されて金メダルを受賞したことがある。

また園芸に薦田勝、林業に近藤純一、蔬菜に富塚一郎、養豚に高原平吉等の人々がそれぞれの農事試験場に実習生として派遣され、その人々が帰郷して町内の指導に当った。またこの実習地で栽培した野菜、果物の直売所を設け販売の研究を行なわせた。

現在でも一宮が、果樹、蔬菜の栽培で県下で最も進歩しているといわれるのも、この時から始まっているのである。

そればかりでなく、米作についても、正条植をやかましく励行させ、刈取った稻の「おだがけ」をやらせたのも一宮が最初であった。当時は、田の正条植を面倒がってなかなか行なわない、そこで加納子爵は、田植時に田圃を回って、正条植をしていくかどうか見て回った。

この時に田植女が歌つた歌に、こんなのがある。

「じょんか、じょんかとまたくるじょんか、ことしょんかのあたりどし」

く等、農事の改善に力を尽した。

現在一宮町の山林が県下で有数の林層地帯とされているのも、加納子爵が、一宮の青年会員に杉苗六万本を植付させたためである。また日露戦争後の火薬事情から町内各所に樟木を植えさせて万一に備えさせた。

その外、海岸の防風林の増殖を行ない、一宮川にドイツ鯉を放ち、アサリの増殖を行なった。

不況時代 昭和に入ると、世界的な不況が押しよせ、経済界に恐慌が起り、農産物の下落がはなはだしく、「めつぶし籠」一杯の茄子が二銭で買手がなく、道に捨てられる例を見たことがある。

米価も下る一方、遂には田の作付制限をするいわゆる減反論議まで出てくる始末。それも農林大臣が言つた言わぬの大騒ぎが新聞紙上を賑やかした。この騒ぎが大きくなればなるほど、米の投売が行なわれ米価はますます下り、これを阻止して米価の安定をはかるうと、政府が米の買上げを行なうと、この際売るのが得と更に多量の米が売り出されて、貯蔵が出来なくなつてしまつて困つたと、当時の農林大臣後藤文夫（加納久朗義弟）は当地で述懐されている。昭和七年七月十七日の東京朝日新聞は、当時の模様を岡田千葉県知事の談話を通じ、次のように報じている。

農村の非常対策につき岡田知事は各部課長を集め十六日まで三日間熱心に協議を行なつた。協議を終つて知事は語る。

「各部課長の意見を聞いたところによると、農水産物の価格の引上げが先づ第一に県民が要望するところであろう。農産物価は昭

このじょんかじょんかというのは、やかましいという意味で、次にじょんかは加納子爵が幼時天然痘を患い、顔がじょんかになつたので加納子爵のことをいつているのである。このように、じょんかづらの加納さんが回ってきて、やかましくて困るという意味の歌で、こんな悪口を言いながら田植をしていた。

これを聞いた加納子爵は、「顔は、じょんかでも心は錦だ」といひ聞かせたという。このようにして、とうとう正条植が実行されるようになつたといわれている。

以前には、稻を刈つて「おだがけ」にして乾燥させることを知らないで、刈取つた稻は、束ねて立てておいた。そのため米の品質が落ちる事に気がつかずについた。加納子爵は、これを遺憾に思い「おだがけ」の方法を熱心に教えた。しかし、なかなか実行する者がない。そこで資材の竹を無償で交付してやらせようとしても、竹は外の用途に使われて、「おだがけ」は、なかなか実行されなかつた。

そこで唐竿に一宮町の焼印を捺して、他に流用されないようにして、ようやく「おだがけ」が実行されるようになった。その後、各地からこの方法を見学にきて、「おだがけ」が普及されていった。

そればかりでなく、西瓜の新品種を栽培させ、それを講談師の神田南風に「御前西瓜」という題で講談に仕組ませて、各地で口演させた。このため一宮の西瓜は俄然有名となつたといわれている。

また当時どこでも行なわれていなかつた、誘蛾灯の施設、種粒の塩水選、レンゲ草、クローバー、ビール麦の栽培を奨励し、日々、品評会を開いては品質の向上を図り、専門家を招いて指導講習会を開

十銭しか集金できなかつたという。そしてその集金人に与えた日当や食費を入れると集金したもののがゼロになつてしまつたと語つていだ。

政府の起した救済事業も、一日男七十銭、女五十銭程度の日當で、土木事業に従事した。

また日本勧業銀行を通じて、土地を低當に金を貸付けたが、この貸付を受けた者は、利息の支払に追われる結果となり、やむを得ず小作地を売つて借金の支払をしようとするれば、小作争議が起つて、土地が売れないので、土地が売れないので、土地が売れないので、

この不況が世界的なものであり、その上災害もあって、手の施しようもないでの自然自力更生する以外に途がない。そこで町も自力更生委員会を作り、その指導に当ることとなつた。

#### 長生郡一宮町經濟更生委員会規程

第一条 本町ハ町内ニ於ケル農林水産業ノ維持伸展ヲ図リ町民ノ經濟更生ヲ達成スルタメ一宮町經濟更生委員会ヲ設置ス

第二条 本委員会ハ知事ノ監督ニ属シ左ノ事項ヲ調査審議シ且ツ之ガ実行督励ヲ行フ

#### 一 農山漁村經濟更生ニ関スル事項

#### 二 時局ニ伴フ重要農林水產物ノ維持増進ニ関スル綜合計画

#### 三 農林水産業ノ經營ニ必要ナル物資ノ配給ニ関スル事項

#### 四 労力需給ノ調整ニ関スル事項

#### 五 其他農林水産業ノ維持伸展、經濟更生達成上必要ナル事項

第三条 本委員会ハ会長、副会長各一名及委員三十五名以内ヲ以

テ之ヲ組織ス

前項定員以外ニ特別ノ必要アル場合ハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第四条 会長ハ町長、副会長ハ町助役ニ当リ委員ハ町農会長、

産業組合長、商工會長、小学校長、青年學校長、男女青年団長及町會議員其他名譽職並學識経験ヲ有スル者ノ中ヨリ町長之ヲ嘱託ス

第五条 会長ハ会務ヲ總理ス「以下略」

第六条 本委員会ニ左ノ部ヲ置ク

一 經濟更生計画部

二 肥料配給統制部

三 生産計画部

四 労力管理部

部ニ部長ヲ置キ会長、副会長又ハ会長ノ指名スル委員之ニ当ル、

部ニ属スペキ委員及臨時委員ハ会長之ヲ指名ス

第七条 本委員会ニ幹事書記各若干名ヲ置キ会長之ヲ任命又ハ嘱託ス「以下略」

第八条 本委員会ノ業務執行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

#### 附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年十一月四日制定一宮町經濟更生委員会規程ハ之ヲ廢止ス

の大部分をなす金肥の暴騰は驚くばかり、疏安の如きは、ここ数カ月の中に八九割も騰貴して農家は益々苦しくなっていく。であるから、この苦境を切り抜けるには、どうしても自給肥料を増産して、金肥を節約せよ」と印刷したビラを各農家に配布して、農家の経済の更生を呼びかけている。

一方町農会は、經濟更生計画資料申告札（貸金は青札、借金は赤札）を農家に配つて、預金や現金を申告させている。この申告札は申告者の名を書かず、誰が申告したか判らないように工夫されて、安心して申告の出来るような仕組となつていてある。

この申告の結果については知ることができないが、これらをみても当時の模様が察せられるのである。

このように自力更生運動を行なつてゐる矢先、昭和八年には未曾有の旱害に襲われた。そのため県内の代議士、県会議員、農業団体の役員四十七名は、七月二十八日上京して、山本内務大臣、後藤農林大臣等に面会して、次の請願を行なつてゐる。

#### 請願書

今次関東一帯にわたらる干害は殊に本県においても甚だしく一般的に降雨を見ざることほとんど三ヶ月、時あたかも稻苗插苗期に際会したためその打撃も甚だしく収穫皆無及びこれに近き面積二万余町歩この被害価格九百余万円に上る状況にてこれが救済事業の中心をなす農業水利土木事業は十六万被害地農民に就労の機会を与へ焦眉の急たる生活の資を供すると共に合せて干害地一帯を将来の惨禍より救い安んじて彼等をその生業につか

しめんとするものに有之候（以下省略）。

この運動が効を奏して松濱用水の工事が行なわれるようになるのである。

ところが、その翌年も大旱魃が続き、植付の出来ない田に西瓜を栽培する者が現れた。この時、県の農産課から次のような「旱魃水稻急処置要項」が示されている。（六月一日附）

一、現在苗ノ發育状況ハ既ニ挿秧ニ便ナラシム

不足スル懼アル所ニハ至急挿秧スル様奨励スルコト

#### 注意

(1) 用水ナキ所或ハ極ク少ナキ所ニ挿秧スル場合ハ可成代播セズ地均シテ植付ルコト

(2) 植付ハ條間一尺乃至一尺二寸株間四、五寸一株三、四本正條植トシ旱魃ニ際シ除草作業ニ便ナラシム

(3) 挿秧前元肥トシテ堆肥ヲ施シ尚根付肥トシテ必ズ硫酸アンモニアヲ反当一貫乃至二貫五百匁又ハ腐熟人糞尿七十貫乃至九十貫ヲ施用セシムル様奨励スルコト

(4) 陸植スル場合ハ労力ヲ要スルコト少ナキ作條植トシ植付ハ稍淺クスルコト

二、當力ノ関係、水田ノ状態ニヨリ挿秧困難ナルトキハ苗ノ育成ニ充分注意ヲ払ハシムルコト「以下省略」

戦争時代 このような状態の中に、昭和六年に勃発した満洲事変は益々拡大してゆき、軍人の召集や、軍需工場の求人等で、農村も人手不足となつていて、そして一時は、男一日五十銭、女は三十

五銭まで低下した日雇賃金も人手不足にともない徐々に上昇していくので、これを抑制するため昭和十四年には、農繁期の労働賃金が郡農会の手で協定されるようになった。

男

女

一食付	金一円三十銭	金一円十銭
二食付	金一円十五銭	金九十五銭
三食付	金一円	金八十銭
賄ナシ	金一円四十銭	金一円二十銭

畜耕賃銀

馬

牛

日当	耕起 金三円二十銭	金三円
代搔	金三円	金一円八十銭
反當	耕起 金一円二十銭	金一円二十銭

代搔 金八十銭

金八十銭

同十五年一月、アメリカが一方的に、日米通商航海条約を廢棄して、経済圧迫を行なったため、急に物資が不足してきた。そのため四月から米の統制が始まり、日本が戦時体制を強化していくので、アメリカは、更に強く経済圧迫を加えてきた。

このため物資はいよいよ欠乏して、それに耐えかねて、南方諸島の資源を獲得しようと、日本軍が南方へ進出、そこで、大東亜戦争が起るのである。

昭和六年からうち続く戦争で、若い男子は殆ど軍隊に召集され人が不足は甚だしくなり、そのため手不足でも働く時間を多くして、

またこれと同時に人手不足を、共同作業によつて解決しようと、

一宮町農会共同作業統制規程、農業移動労働統制規程、役畜及農機具利用並移動統制規程等が制定されて、昭和十六年十月から実施された。

ところが、これも永続きせず、所期の効果はあがらなかつた。結局理想としてはよくとも、炊事では、嗜好の関係もあるうし、作業の面では、耕作の大小の違い、能力の差、それに自我などがでてか、実効はあがらなかつた。

大東亜戦争も最初のうちは、連戦連勝、毎日軍艦マーチ入りで戦果の発表をラジオで行なつていたが、そのうち段々と戦況が不利になると、政府や軍部も戦況をひたかくしにしている。ところがそれがどこからともなく伝わり、国民の志氣は沮喪していく。特に物資の不足が甚だしくなり、動物の本能として自分を守ろうとする気持は一層強くなつて、非農家の人は食糧を確保しようと、農家へ買出しにいく。これがつかまると売り手も買い手も処罰されるのである。買出人がふえれば供出が思うように出来ず、供出の出来ない人は、警察署へ留置取調べを受けるようになつた。

また、作付制限が強化され、例えば、西瓜などを栽培すると、警察に呼び出され、植えた西瓜は抜き取らせられるのである。昭和二十年の春からは、敵機の来襲がはげしくなり、田圃へ出でられなくなつてくる。当地は、敵機が侵入したり、退去する通路に当つたので、警戒警報がでれば、田圃から引上げなければならぬ。空襲警報のでないうちに、当地上空を敵機が通過する事も

物資の節約、費用の節減の一石三鳥をねらつて、昭和十五年から農家の共同炊事を行なつた。

最初は、関東台、下村、中の原で行ない、同十六年には十八ヶ所一八五戸で行なつた。

この実施期間は、六月一日から六月十八日迄の田植時を目標にして、配給量を次のように規定している。

米飯量（成人男子一人一食分量）

普通労作ノ場合 無砂七分搗米一合五勺

過激労作ノ場合 同 二合

各年令別ノ配給量ハ左記ニ依リ成人男子単位ニ換算配給スル事

（成人男子ヲ・○トス）

年 令	男	女
〇—二	〇・二	〇・二
三—四	〇・四	〇・四
五一七	〇・五	〇・五
八—一〇	〇・七	〇・六
一一一四	〇・八	〇・八
一五一〇	一・〇	〇・九
一一一五〇	一・〇	〇・八
五一六〇	一・〇	〇・七
六一以上	〇・九	〇・六

この共同炊事も、年を経るに従つて、中止されてしまった。

あるので、おちついて農耕に従事できなかつた。

当地でも敵機の空襲で火災を起した家または家を銃丸で打ち抜かれたものもあつた。七月十日部落で米の配給を行なつていた人達が、機銃掃射を受けて二人の死傷者を出したことがある。

このような状態のため、農作物は減少の一途をたどり、危機感が一層つづつと高まつた。

昭和十六年から米穀を統制して、国民に食糧の配給を行なつた政府は、なんとしても食糧を確保しなければならない。最初は、農家の理解と協力によつて供出して貢つていて。

それを推進したのが町村の農会である。このため農会の職員がしまいには農家の米櫃をあけて見るまでになつてしまつた。また、せつせつの督促に、農家の人にうらまれて、農会の職員がついにやめてしまつた例もある。

人手が不足している上に、軍の勤労奉仕、出征軍人のための十二社詣り。（武運長久祈願のため、一宮、太東中原、椎木、谷上の玉前神社、鵜羽、玉垣、三之宮、南宮の各神社を参詣する）配給、供出の常会、出征軍人の見送り等で働く時間が少なく、肥料の欠乏で生産は減少する一方、それにたいして、懇意な人から食料をねだられ、それを出せば供出に差支え、農家は立つ瀬がなかつた。

学徒勤労奉仕隊 戰争が長期に亘り、戦況が不利になると、総動員法によつて重要産業に徴用される者がふえ人手は極度に不足した。そのため、中学生や小学生（上級生）が農家の勤労奉仕をした。しかしその頃から空襲が激しくなり、非常に危険がともなうので、